

○仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程

平成一八年一二月一日

仙台市交通局規程第三五号

改正 平成二三年八月交通局規程第二三号

(題名改称)

改正 令和四年三月交通局規程第二号

改正 令和六年三月交通局規程第一号

目次

前文

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等（第四条～第七条）

第三章 輸送の安全を確保するための管理体制（第八条～第十三条）

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法（第十四条～第十八条）

第五章 内部監査及び業務改善（第十九条～第二十一条）

第六章 情報の公表及び記録の管理等（第二十二条・第二十三条）

第七章 雑則（第二十四条）

附則

私たちは、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めなければならない。とりわけ、悲惨な事故により、お客様の貴重な生命が一瞬にして失われることを忘れてはならず、未然に事故を防止することが私たちに課せられた責務である。

交通事業管理者及び職員は、輸送の安全の確保、法令の遵守、厳正な職務遂行を基本理念とし、市民の足として信頼されるよう、輸送の安全対策に全力を挙げて取り組まなければならない。

ここに、その不断の取組により、組織全体として安全文化の風土をつくり、輸送の安全の確保を最優先とする事業運営を行うため、この規程を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項の規定に基づき、輸送の安全を確保す

るために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、仙台市交通局（以下「局」という。）の自動車運送事業に適用する。

(用語の定義)

第三条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 自動車運送事業に関する業務に従事する局の職員をいう。
- 二 安全統括管理者 法第二十二條の二第二項第四号の規定により、選任された者をいう。
- 三 運行管理者 法第二十三條第一項の規定により、選任された者をいう。
- 四 整備管理者 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十條第一項の規定により、選任された者をいう。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本方針)

第四条 輸送の安全に関する基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 交通事業管理者（以下「管理者」という。）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、事業において輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を職員に徹底させるとともに、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと
- 二 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及び改善を確実にを行い、安全対策を不断に見直し、これを継続的に実施し、職員一丸となり輸送の安全の確保を図るとともに、絶えず輸送の安全性の向上を図ること
- 三 輸送の安全に関する情報を積極的に公表すること

(輸送の安全に関する重点施策)

第五条 前条に定める基本方針に基づく輸送の安全に関する重点施策は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を職員に徹底させ、関係法令、本規程等に定められた事項を遵守すること
- 二 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- 三 自動車運送事業に係る内部での輸送の安全に関する監査（以下「内部監査」という。）を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を確立し、必要な情報の伝達の円滑化及び共有化を図ること

五 輸送の安全に関する職員の教育及び研修の具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること

(輸送の安全に関する目標)

第六条 第四条に定める基本方針に基づく輸送の安全に関する目標は、別に定める。

(輸送の安全に関する計画)

第七条 前条に定める目標を達成し、かつ、第五条各号に掲げる輸送の安全に関する重点施策を着実に実施するための計画は、別に定める。

第三章 輸送の安全を確保するための管理体制

(管理者の責務)

第八条 管理者は、次の各号に掲げる最終的な責務を有する。

- 一 旅客の生命、身体及び財産を保護すること
- 二 輸送の安全の確保のための予算の確保、体制の構築その他の必要な措置を講ずること
- 三 安全統括管理者の意見を尊重し、輸送の安全の確保に努めること
- 四 輸送の安全の確保をするための業務の実施及び管理の状況を絶えず確認し、必要な改善又は措置を講ずること
- 五 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾ける等現場の状況を十分に把握し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を職員に徹底させること

(輸送安全対策推進の体制の整備)

第九条 管理者は、輸送の安全の対策を職員一丸となって推進するため、次の各号に掲げる者その他の自動車部の全職員で構成する組織体制を整備する。

- 一 安全統括管理者
- 二 輸送安全推進責任者
- 三 輸送安全推進担当者
- 四 運行管理者
- 五 整備管理者

2 管理者は、重大な事故、災害等の異常事態が発生した場合に適切に対応できるようにするための組織体制を整備する。

3 前二項に定める組織体制及びその運営に関し必要な事項は、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第十条 管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第四十七条の五に規定する要件を備える者のうちから安全統括管理者を選任する。

2 管理者は、前項の規定により選任された安全統括管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該安全統括管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になったと管理者が認めたとき
- 三 関係法令の違反又は輸送の安全の確保を怠る等により、職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると管理者が認めたとき
(安全統括管理者の責務)

第十一条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 職員に対し、関係法令、本規程等の遵守及び輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること
- 二 輸送の安全の確保のための実施体制及び管理体制を確立及び維持すること
- 三 輸送の安全に関する基本方針、重点施策、目標及び計画を実施すること
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対して周知すること
- 五 輸送の安全の確保の状況について、自動車運送事業に係る内部監査を行い、管理者に報告すること
- 六 管理者に対し、輸送の安全の確保のための改善に関する意見を述べること
- 七 事故防止その他の安全対策について、必要な是正措置又は改善措置を講ずること
- 八 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括すること
- 九 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育及び研修を行うこと
- 十 その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと
(輸送安全推進責任者等の選任及び職務)

第十二条 輸送安全推進責任者は、自動車部の課長及び営業所長をもって充てる。

- 2 輸送安全推進担当者は、自動車部の主幹及び係長をもって充てる。
- 3 輸送安全推進責任者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所管する課及び営業所の職員の指導及び監督をする。
- 4 輸送安全推進担当者は、輸送安全推進責任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所管する職員の指示及び指導をする。

(平二三、八・改正)

(輸送安全管理委員会)

第十三条 輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を置く。

2 輸送安全管理委員会は、安全統括管理者を長とし、輸送安全推進責任者で組織する。

3 輸送安全管理委員会に専門の事項を調査、研究等をさせるため、次の各号に掲げる部会を置く。

一 事故調査防止部会

二 整備管理部会

三 酒気帯び運転防止部会

四 その他安全統括管理者が必要と認める部会

4 輸送安全管理委員会の庶務は、自動車部運輸サービス課において処理する。

5 第一項の輸送安全管理委員会及び第三項の部会の運営に関し必要な事項は、安全統括管理者が別に定める。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十四条 局は、第七条の規定による輸送の安全に関する計画に従い、第五条各号に掲げる輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十五条 管理者は、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、かつ、共有されるようにするため、運行管理者、整備管理者、乗務員その他の職員との意見交換等による双方向の意思疎通を十分に行うものとする。

2 職員は、安全性を損なうような事態を発生させ、又は発見した場合は、これを隠蔽し、又は看過せず、直ちに関係する職員に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた職員は、関係部署において、その情報を共有するよう措置するとともに、関係部署は、適切な対処策を講じなければならない。

(事故、災害等に関する報告連絡体制等)

第十六条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制、事故対応体制、災害対応体制等は、別に定める。

2 前項の規定による報告連絡体制における報告者は、事故、災害等に関する情報を管理者、安全統括管理者及び関係部署に直ちに伝達しなければならない。

3 安全統括管理者は、第一項の規定による報告連絡体制を職員に周知し、事故、災害等が発生した場合において、報告連絡体制が十分に機能するよう予め必要な措置を講ずる。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号。以下「事故報告規則」という。）
第二条に定める事故が発生した場合は、事故報告規則に基づき、国土交通大臣に必要な報告又は届出をしなければならない。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十七条 局は、輸送の安全に関し、必要な人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを着実に実施する。

（受託者等との協力及び連携）

第十八条 局は、法第三十五条第一項の規定による自動車運送事業の管理の受託者、自動車運送事業に係る自動車車両整備の受託者等（以下これらを「受託者等」という。）と密接に協力し、一体となって輸送の安全性の向上に努めなければならない。

2 局は、事故、災害等が発生した場合は、その情報を受託者等に速やかに伝達しなければならない。

第五章 内部監査及び業務改善

（内部監査の実施等）

第十九条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するため、内部監査を実施する。

2 内部監査は、定例内部監査及び臨時内部監査とする。

3 定例内部監査は、毎年度一回以上実施する。

4 臨時内部監査は、重大な事故等が発生した場合その他必要がある場合において、その事案に関して実施する。

5 安全統括管理者は、内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに管理者に報告し、必要に応じて輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

6 内部監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（内部監査の組織）

第二十条 内部監査を実施するため、内部監査委員会を置く。

2 内部監査委員会は、安全統括管理者を長とし、輸送安全推進責任者及び輸送安全推進担当者のうちから安全統括管理者が指名するもので組織する。

3 内部監査委員会の庶務は、自動車部運輸サービス課において処理する。

（平二三、八・改正）

（輸送の安全に関する業務改善）

第二十一条 管理者は、第十九条第五項の規定により、改善すべき事項の報告があった場合又は輸送の安全の確保のための対策が必要と認める場合は、関係部署に対し、必要な改善に関する方策の検討を指示する。

2 悪質な法令違反等により重大事故を発生させた場合は、直ちに当該事故に係る輸送の安全に関する業務、体制等の現状を確認し、その結果を踏まえ、必要な事項について、より高度な輸送の安全のための措置を講ずるものとする。

第六章 情報の公表及び記録の管理等

(情報の公表)

第二十二条 局は、輸送の安全に関する次の各号に掲げる情報を毎年度公表する。

- 一 輸送の安全に関する基本方針
 - 二 輸送の安全に関する重点施策
 - 三 輸送の安全に関する計画
 - 四 輸送の安全に関する職員の教育及び研修の計画
 - 五 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - 六 輸送の安全に関する組織体制
 - 七 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - 八 輸送の安全に関する予算及び決算
 - 九 事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計
 - 十 安全統括管理者に係る情報
 - 十一 輸送の安全に関する内部監査の結果並びに当該監査に基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 2 事故発生後に講じた再発防止策、行政処分後に講じた輸送の安全の確保のための改善対策等で国土交通省に報告した情報は、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第二十三条 輸送の安全に関する次の各号に掲げる事項の記録は、これを適切に記録し、保存する。

- 一 事業運営上の方針の策定に係る会議の議事録
- 二 報告連絡に係る記録
- 三 事故、災害等に係る報告の記録
- 四 管理者及び安全統括管理者の指示の記録
- 五 内部監査の結果に係る記録

六 管理者に報告した是正措置、予防措置等に係る記録

七 その他輸送の安全に関する記録

2 前項各号に掲げる事項の記録及び保存の方法は、別に定める。

第七章 雑則

(その他)

第二十四条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本規程は、公布の日から施行する。

附 則（平二三、八・改正）

この規程は、平成二十三年九月一日から施行する。

附 則（令四、三・改正）

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令六、三・改正）

この規程は、令和六年四月一日から施行する。